

平成23年11月10日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

借入金の返済猶予に関する金融機関との同意のお知らせ

当社及び当社連結子会社18社(以下、当社グループという。)は、お取引金融機関等15社より、借入金の返済猶予についてご同意を頂き金融支援を得られることが出来ましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社グループの属する風力発電業界を取り巻く事業環境は、約2年前の事業仕分けを端緒に導入促進のための補助金制度が廃止へと向かい、一方で、補助金制度の代替となるべき再生エネルギーに係る固定価格買取制度の導入については第177回通常国会で当該法案が成立するまで先の見えない状況にありました。結果として、国内における新規の風力発電所建設計画は業界として全面的にストップしている状態にあります。

そのような環境の中で当社グループは2期連続で連結営業損失、連結経常損失、連結当期純損失を計上いたしました。また、金融機関等からの短期借入金などにつきまして、一部延滞が発生していることから、当該借入の遅延損害金として特別損失を計上してまいりましたが、当社グループは、金融機関等に対して資金計画を提出し、借入金返済条件変更等の金融支援の要請を行ってまいりました。

一方、平成23年8月26日に先の国会において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(以下、「再生エネルギー買取法」という。)」が可決され、平成24年7月1日に施行されることとなりました。

今般、再生エネルギー買取法の成立もあり、交渉を続けておりました全金融機関等から、支援の同意をいただくことができました。

2. 負債総額(平成23年3月31日現在)

70,457百万円

3. 同意の概要

当社グループは、全金融機関等より、借入金元本について、平成24年3月末日までの返済期限の延長および返済方法の変更を主な内容とする借入金返済条件変更等に同意頂いております。

変更の対象となる債務の総額は21,388百万円となります。

なお、本件同意の主な内容は、返済期限の延長および返済方法の変更であり、債務免除やデット・エクイティ・スワップを求めるものではありません。

4. 経営再建計画の概要及び進捗状況

(1)財務体質の改善

今回の同意により、売電子会社の資金の一部を当社に還流させることも可能となり、当社グループ全体での資金繰りは、安定化する見込であります。更に、平成24年7月には、再生エネルギー買取法の施行も決定されており、今後は、当社グループの資金繰り及び財務体質の改善が期待されます。

また、当社は、今後も、所有する風力発電所の施設の一部（風力発電子会社）を売却する方向で交渉を継続しております。風力発電子会社を売却することで、当社及び当該発電子会社の有利子負債の圧縮を進めてまいります。

当社グループは、今後も、資産の圧縮を進めつつ、風力発電所の新規開発とグループ内外の風力発電所の運営とメンテナンス業務等の請負へと経営資源を配し、バランスのとれた財務基盤への改善を進めてまいります。

(2)蓄電池設備の有効活用及びN A S 電池の売却の推進

新規の風力発電所の開発の凍結の状況から、平成20年3月期をピークに当社の連結売上高は激減いたしました。収益の多様化を図るために蓄電設備の有効活用を推進すると共に、電力需要の平準化に対応するために活用が見込まれるN A S 電池の売却を電力会社や発電設備を有する事業所に向けて推進いたします。

(3)事業運営コストの圧縮

収益基盤の改善を進めるために、組織体制の見直しを行い、強化分野への経営資源の集中や事業の運営の効率化、事業子会社の収益力の強化を進めるとともに、人件費及び支払家賃等の削減に取り組み、事業運営コスト削減を徹底して行い収益力を高めてまいります。

5. 今後の見通し

今回の同意により、前連結会計年度末及び当連結会計年度に計上していた遅延損害金の一部を計上する必要がなくなりますので、特別利益として遅延損害金免除益が発生する見込であります。

なお、遅延損害金免除の金額につきましては、取引金融機関との契約締結後にお知らせいたします。

以上